

毎週火、金曜日発行（但休日に於ける場合は翌日）

鳥取県公報

鳥取県規則第三十四号

鳥取県知事 石 破 三 朗

農業共済団体等検査規則

農業共済団体検査規則（昭和二十七年七月鳥取県規則第六十号）の全部を改正する。

（規則の目的）

第一条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第一百四十二条の二から第一百四十二条の四までの規定により、知事が農業共済組合、共済事業を行なう市町村及び農業共済組合連合会（以下「団体等」という。）に対し検査を行なう場合は、この規則の定めるところによる。

（検査の目的）

- ◆規則 農業共済団体等検査規則
- ◆告示 建設業者の知事登録まつ消
- ◆告示 教育職員免許状の授与
- ◆規則 環境改善事業補助金交付要綱
- ◆規則 ピロプラズマ病予防及びダニ駆除
- ◆運管告示 選挙管理委員会の招集
- ◆公 告 昭和三十五年度聴聞会の開催
- ◆公 告 昭和三十五年度クリーニング師試験の実施
- ◆公 告 昭和三十五年度鳥取県職員採用試験の実施
- ◆公 告 昭和三十五年度鳥取県吏員昇任試験の実施
- ◆公 告 昭和三十五年七月十五日
- ◆公 告 農業共済団体等検査規則をここに公布する。

第二条 検査は、団体等の業務及び会計（共済事業を行なう市町村にあつては、当該共済事業にかかる業務及び会計。以下同じ。）の正否をただし、団体等の業務運用の正常化を図り、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的として、これを行なうものとする。

は質問事項がある場合は、当該団体等の代表者は、検査書受領後すみやかに、その責任ある意見又は今後の措置若しくは方針を記載した回答書を知事に提出しなければならない。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に關し必要な事項は、別に定める。

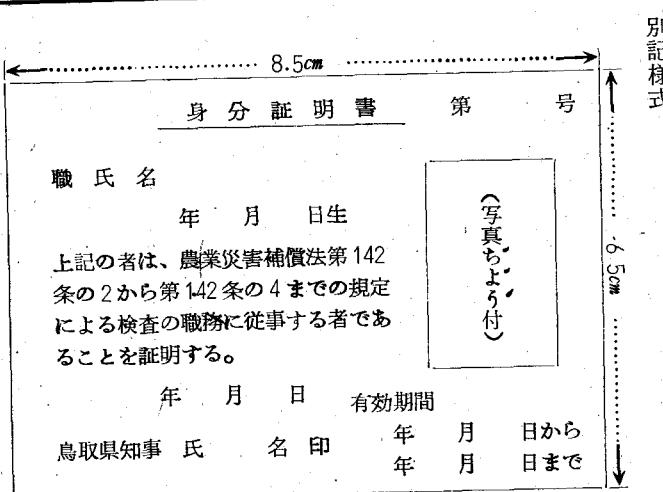
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

は質問事項がある場合は、当該団体等の代表者は、検査書受領後すみやかに、その責任ある意見又は今後の措置若しくは方針を記載した回答書を知事に提出しなければならない。

附
則

この規則は、公布の日から施行する。



(検査員)

第三条 知事は、職員のうちから、検査員を任命し、団体等の検査を行なわせる。

過年度についても行なうことができる

（検査の方法等）
体等の検査を行なわせる

第四条 検査は、立入検査の方法により行なう。

査定はあらかじめ因数等は通告しないで、その主たる事務所において行なうことを原則とする。

3 第一項の規定による立入検査を行なう場合には、別

農業共済組合及び農業共済組合連合会にあつては理事
記様式による身分証明書を携帯し、団体等の代表者
共済事業を行なう市町村にあつては、市町村長。以下

同じ、）にこれを呈示するとともに、検査を行なう旨を告げなければならない。

（検査の範囲）

五条 検査は、検査時の事業年度（共済事業を行なう市町村にあつては会計年度）における団体等の業務及び会計の状況につき検査に着手した日を検査基準日として行なう。ただし、必要があると認めるときは、

第五条 檢査は

う市町村にあつては会計年度)における団体等の業務

第七条 検査は、当該団体等の執務時間内に行なわなければならぬ。ただし、団体等の代表者の承諾を得たときは、この限りでない。

とする

とする。
2 農業共済組合又は農業共済組合連合会にあつては、
前項の規定によるべきものであつて、該事項を立てるま

わせるものとする

(執務時間内検査の原則)

鳥取県告示第三百五十六号
次の建設業者は、大臣登録されたので、知事登録をまつ消した。

鳥取県知事登録
(は)第三三二号

登録番号 登録年月日 商号又は名称
昭三三、四、二六 (株)横山組

次者に対し、教育職員免許状を授与した。

免許状の種類 番号 氏名 本籍地 授与年月日

幼稚園助教論免許状 昭三五幼助第二号 山本洋子 鳥取県八頭郡河原町大字八日市 昭和三十五年六月八日

第三号 林崎満寿子 鳥取県岡山市内山下二〇番地

第四号 高山喜美子 山形県新庄市金沢二、五二八番地

第五号 福井玲子 鳥取県倉吉市栗尾二三四番地

(補助事業の種類)

第一条 知事は、同和対策を必要とする地区の住民(以下「関係地区住民」という。)の自立更正意欲を助長することを目的として実施する環境改善事業補助

金交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、同和対策を必要とする地区の住民(以下「関係地区住民」という。)の自立更正意欲を助長することを目的として市町村が実施する環境改善事業に要する経費に対し、予算の範囲内において当該市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)によるのほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の種類)

第二条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる環境改善事業のうち、原則として事業費三十万円以上で、国又は県から補助金又はこれに類する給付金が交付されない事業とする。

一 関係地区住民の保健衛生の向上を目的とする事業

第五条 規則第五条第一号に規定する事業計画書及び収支予算書は、それぞれ別記第一号様式及び第二号様式によるものとする。

2 この要綱による補助金の交付の申請をしようとする市町村は、前項の規定によるもののほか、次の各号に

鳥取県告示第三百五十七号
昭和三十五年七月十五日 鳥取県知事 石破二朗
主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日
鳥取市行徳二〇七 横山貞一 昭三五、四、二七

昭和三十五年七月十五日 鳥取県知事 石破二朗
主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日
鳥取市行徳二〇七 横山貞一 昭三五、四、二七

鳥取県告示第三百五十八号

同和対策として実施する環境改善事業補助金交付要綱

を次のように定める。

昭和三十五年七月十五日

鳥取県岡山市内山下二〇番地 鳥取市行徳二〇七 横山貞一 昭三五、四、二七

一九四番地 鳥取県八頭郡河原町大字八日市 昭和三十五年六月八日

岡山県岡山市内山下二〇番地 鳥取市行徳二〇七 横山貞一 昭三五、四、二七

第五号 林崎満寿子 鳥取県岡山市内山下二〇番地 昭和三十五年六月八日

第六号 高山喜美子 鳥取県岡山市内山下二〇番地 昭和三十五年六月八日

第七号 福井玲子 鳥取県岡山市内山下二〇番地 昭和三十五年六月八日

二 関係地区住民の経済の確立を目的とする事業

三 前各号に定めるもののほか、関係地区住民の福祉の増進を目的とする事業

(補助率)

第三条 この要綱による補助金の額は、総事業費から事務的経費を控除した額の三分の一に相当する額以内とする。

(市町村の負担)

第四条 この要綱による補助金の交付を受ける市町村は、補助金の額以上の金額を受益者からの寄附金分担金その他他の納付金以外の収入により負担しなければならない。

(補助金の交付申請)

第五条 規則第五条第一号に規定する事業計画書及び収支予算書は、それぞれ別記第一号様式及び第二号様式によるものとする。

掲げる書類を添えなければならない。

一 建設工事にあつては設計書及び設計図、物件の購入にあつては見積書及びカタログ

二 法令により許可又は認可等を受けなければならぬ

い事業にあつては許可又は認可等を受けたことを証する書面

三 市町村が当該年度において、二以上の事業に要する経費について補助金の交付申請をしようとするときは、優先順位との理由を記載した理由書

3 申請書の提出時期は、毎年度四月一日から四月三十日までとする。

(実績報告書)

第六条 規則第十八条に規定する実績報告書は、第三号様式により作成し、次に掲げる書類を添付して、補助金の交付決定のあつた年度の翌年度の六月十日までに提出しなければならない。

一 第四号様式により作成する収入、支出決算書

二 建設工事にあつては第五号様式により作成した設

計しゆん工対照表、物件の購入にあつては第五号様式に準じて作成した対照表

三 事業執行中途及び完了後の現場写真

(財産等の管理責任)

第七条 市町村長は、環境改善事業により取得した財産又は工作物等の管理を、善良なる管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(財産の処分による収入金の納付)

第八条 知事は、市町村が環境改善事業により取得し、又は効用の増加した財産を規則第二十六条の承認を受けて処分することにより収入を得たときは、その収入の一部を県に納付させねばならない。

(書類の経由機関)

第九条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、町村にあつてはすべて二部作成し所轄福祉事務所長を経由しなければならない。

1 この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用す

附 則

1 事業の名称	環境改善事業計画書		
2 新設、改修等の別	る。ただし、昭和三十五年度に限り、第五条第三項の規定による提出期限は、別に定める。		
3 実施(設置)場所	(第一号様式)		
4 事業実施主体			
5 事業実施を必要とする具体的理由			
6 事業の概要			
7 事業実施方法			
8 事業費			
(1) 工事費			
(2) 初度調査費			
(3) 事務費			
(4) その他の事業費			
9 事業費財源内訳			
(1) 県補助金			
(2) 市町村費			
(3) 寄附金			
(4) 何何			
10 事業の着手及び完了予定期日			
11 施設費の維持管理の主体及び具体的方策			
12 事業実施地域の概要			
(1) 地区名			
(2) 地域内の人口及び世帯数(4月1日現在)	総数	人	世帯
	生活保護世帯(再掲)	人	世帯
(3) 地域内共同施設の概況			
(4) 保健衛生状況			
(5) 経済について(町全般と地域の別と)			
(6) 職業分類			

(第二号様式) 収支予算書

昭和35年7月15日 第3140号

(第三号様式)

年 月 日

市町村長名

印

科 目	本 年 度 予 算 额	前 年 度 予 算 额	比 较 増 渏	附 記
(款)				
(項)				
(目)				
(節)				

支 出	本 年 度 予 算 额	前 年 度 予 算 额	比 较 増 減	附 記
(款)				
(項)				
(目)				
(節)				

1 業務の種類	2 事業の名称	3 実施(設置)場所	4 事業実施方法	5 事業費
補助事業等の実績は、下記のとおりであります。	補助事業等の実績について(報告)	年 月 日	号で交付決定のあつた	
補助事業等の実績は、下記のとおりであります。	補助事業等の実績について(報告)	年 月 日	号で交付決定のあつた	
補助事業等の実績は、下記のとおりであります。	補助事業等の実績について(報告)	年 月 日	号で交付決定のあつた	

昭和35年7月15日 第3140号 鹿児島県取扱金曜日

00912

第3140号

昭和35年7月15日 第3140号 鹿児島県取扱金曜日

収 入

収 入 支 出 決 算 書

- 7 事業の着手及び完了年月日
8 事業の効果
(第四号様式)

科 目	予 算 現 額	調 定 額	收 入 準 額	不 納 額	收 入 未 满 額	予 算 現 額	附 記
(款)	予 算 初 期 額	追 加 額	計	欠 损 額	に 増 減	に 増 減	
(項)							

1 衛生法規に関する知識

4 試験科目

5 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による

6 国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程

7 を終わつた者若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者又は厚生大臣が

8 これらの者と同等以上の学力があると認めた者

9 聴聞の期日及び場所

10 実地試験

11 学科試験

12 試験の場所

13 受験資格

14 実地試験

15 実地試験

16 昭和三十五年八月十七日午前八時三十分から午前十時

17 一時三十分まで

18 昭和三十五年八月十七日午後一時から

19 二時三十分まで

20 三時三十分まで

21 四時三十分まで

22 五時三十分まで

23 六時三十分まで

24 七時三十分まで

25 八時三十分まで

26 九時三十分まで

27 十時三十分まで

28 一時三十分まで

29 二時三十分まで

30 三時三十分まで

31 四時三十分まで

32 五時三十分まで

33 六時三十分まで

34 七時三十分まで

35 八時三十分まで

36 九時三十分まで

37 一時三十分まで

38 二時三十分まで

鳥取県選舉管理委員会委員長 武井正雄

一日 時 昭和三十五年七月二十一日午後一時

二 場 所 鳥取市東町一丁目

三 議 題 鳥取海区漁業調整委員会委員選舉の執行

その他の
について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第九

条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十五年七月十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

鳥取地区

聴聞の期日及び場所

昭和三十五年七月二十七日午前十時より

鳥取市吉方 鳥取警察署會議室

聴聞当事者住所及び氏名

昭和三十五年七月十五日

鳥取県知事 石破二朗

試験の日時

学科試験

(1) 聴聞の期日及び場所
昭和三十五年七月二十七日午後二時より
氣高郡氣高町字浜村 浜村警察署會議室

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名
氣高郡氣高町字宝木八一九番地 中村市藏

(1) 鳥取市下味野一六七番地 森下一夫
(2) 八頭郡智頭町字智頭一、五一八番地 稲村順一郎

があるものは有効とする。

六 試験手数料

五百円（鳥取県収入証紙五百円を受験願に貼りつける

こと。ただし、鳥取県以外の都道府県に住所地を有す

る者は、鳥取県厚生部衛生課にて現金書出又は郵便為

替で送付すること。）

七 その他

1 受験願を受理したときは、直接本人にて受験許可を通知し、受験票を送付する。

2 受験者は、実地試験用として、ワイシャツ及びズボン各一枚を各自携帯すること。

別記

クリーニング師試験受験願

本籍

住 所（だれだれ方まで記入すること。）

（ふりがなをつける）

氏 名 年 月 日 生

初級	職種	採用予定員		職種	採用予定員	
		上級	一般事務	約十五人	電気	農業土木
	林業	農業	木工	約六人	農芸化学	若干人
				獣医		若干人

一 試験の対象となる職

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

昭和三十五年度鳥取県職員採用試験について、次のとおり公報する。

昭和三十五年七月十五日

今回行なわれるクリーニング師試験を受けたいので関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石破二朗殿

名印

上級

二 受験資格

男女の別を問いませんが、次の試験区分別の受験資格を必要とします。

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を昭和三十三年三月以後に卒業した者又は昭和三十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者（年令を問いません。）
- (2) 学校教育法による短期大学を昭和三十三年三月以前に卒業した者で、昭和八年四月二日以降に生まれた者
- (3) 人事委員会が前記(1)又は(2)に該当する者と同等と認めた者
- (4) 前記(1)、(2)、(3)に掲げる者のほか、昭和八年四月二日から昭和十八年四月一日までに生まれた者（学歴を問いません。）
- (5) なお、獣医師にあつては、獣医師の資格を有する者は又は昭和三十六年度中に獣医師の資格を取得する見込みのある者

ただし、次の各号の一つに該当する者は受験できません。

1 昭和十二年四月二日から昭和十八年四月一日までに生まれた者（学歴を問いません。）

2 なお、獣医師にあつては、獣医師の資格を有する者は又は昭和三十六年度中に獣医師の資格を取得する見込みのある者

3 前記(1)、(2)、(3)に掲げる者のほか、昭和八年四月二日から昭和十八年四月一日までに生まれた者（学歴を問いません。）

4 なお、獣医師にあつては、獣医師の資格を有する者は又は昭和三十六年度中に獣医師の資格を取得する見込みのある者

5 前記(1)、(2)、(3)に掲げる者のほか、昭和八年四月二日から昭和十八年四月一日までに生まれた者（学歴を問いません。）

三 第一次試験

1 方法

上級試験については、教養試験と専門試験を大学卒業程度において、初級試験については、一般事務職はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

ん。

イ 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員とし

て必要な一般知能及び教養について採式により行ないます。

口 適性試験 一般事務補助職員として必要な適性を有するかどうかについて採一式により

八 専門試験 各職種に応じた専門的知識及び能力を有するふざくわづかにて、二級試験にて行ないます。

については採一式及び記述式、初級試験については採一式により行ないます。

(上級) ら出題されます。

職種	分野
行政	政治、法律、経済、労働等の社会事象の理解に必要な基礎知識、判断力、その他一般的な行政事務の遂行に必要な能力
土木	数学、力学、水理学、測量、土木材料、土木施工等
農業	河川、港湾、発電、水力、道路、橋梁、都市計画等
農業	栽培学、汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物学、微生物学、土壤肥料学、畜産一般等
農業	病害虫学、昆蟲学、土壤肥料学、畜産一般等

2 日時、場所

日程三一三四年一月六日(土)、午前九時より午後二時
おいて行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付
の際お知らせします。

昭和三十五年十月二十五日(火)県庁前に掲示する
ほか、合格者に通知します。

電 氣	職 種	(初級)	獸 醫	林 業
電氣理論、電氣計測、電氣材料、電氣機器、発変電所、送配電	農業土木	農芸化學	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、畜產各論、畜產物利用、獸醫一般等	林政、森林經營、造林、森林利用、木材工芸、林產製造、森林工學等
	農業水理學、農業肥料學、農業生物學、農業化學、農業土壤學、農業地質學、農業工程學、農業經濟學	無機化學、有機化學、物理化學、分析化學、土壤學、肥料學、生物學、榮養化學、農產製造學、醣學、農業等		
	農業一般	農業一般		
	野			

四 第二次試驗

第二次試験は第一次試験の合格者に対しても行ないます。

1
方法

(1) 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

検査：胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(4) 身上調査 受験資格の有無 申込書詰難事項の
真否、その他について行ないます。

2 日時、場所

昭和三十五年十一月上信濃町にわざわざお見えになりますが、第一次試験合格者に通知します。

五 最終合格者の発表

昭和三十五年十一月中旬県庁前に掲示するほか、県外に登載し、合格者に通知します。

1 合格者は試験区分ごとに作成される採用候補者名

簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがつて、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

2 採用候補者名簿の効力は、原則として一年間です。

3 給与は原則として、上級試験合格者は給料月額一〇、六八〇円（一〇、八〇〇円になる見込み）（行政職給料表五等級四号給）、初級試験合格者は給料月額七、〇四〇円（七、四〇〇円になる見込み）（行政職給料表六等級二号給）を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続及び受付期間

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはつた返信用封筒を必ず同封して下さい。

三 試験の方法

(注) 学歴、経験年数は、職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号）の規定によつて換算するものとする。

3 昭和三十五年九月一日現在で給料月額八、二〇〇円以上（教育職給料表）の適用を受ける職員については、八、八二〇円以上）を支給されている者

4 選考により採用された職員（試験の対象となる職に選考により採用された職員を除く。）は、その職又は他の県職員の職に通算して三年以上在職している者

大学卒

短大卒

中学卒

高校卒

2 昭和三十五年九月一日現在で次の学歴別経験年数を有する者

学歴	経験年数
中学卒	八年以上
高校卒	四年以上
短大卒	一年以上
大学卒	○

職種	科目	目
一般事務	地方自治法、地方公務員法、行政法、地方財政関係法	
学校事務	その他一般事務職に必要な科目	
土木	測量、応用力学、土木施工法、河川、港湾、道路、橋梁、砂防、その他土木職に必要な科目	
建築	建築法規、計画、構造、施工、その他建築職に必要な科目	
林業	林政、造林、森林保護、砂防工学、森林工学、林産製造、森林經理、その他林業職に必要な科目	
畜産	畜産汎論、その他畜産職に必要な科目	
農業土木	数学、測量、農業水利、農地整備、土壤、作物、農業氣象、土木施工法、土地改良法、その他農業土木職に必要な科目	

申込み用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受取つて下さい。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手のはつてないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十五年八月二十九日（月）から昭和三十五年九月十五日（木）午後五時まで、郵送の場合は、九月十五日（木）午後五時までの着信に限ります。

八 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会して下さい。

昭和三十五年度鳥取県吏員昇任試験について、次のよう

昭和三十五年七月十五日 鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

一 試験の対象となる職

一般事務職、学校事務職、土木職、建築職、林業職、畜産職、農業土木職、農業改良普及員の職、生活改良普及員の職、電気職、保母の職（教母の職を含む。）栄養士の職

受験希望者は□の受験資格を有していれば、現在従事している職の種類にかかわらず試験の対象となる職のうち一つを選んで受験することができます。

なお、選考により採用又は昇任させる職（昭和三十三年人事委員会告示第四号）に規定する職は、この試験の対象となりません。

二 受験資格

次の各号の条件を満たしている者に限ります。

1 昭和三十五年九月一日現在で本県の定数内の職員（条件付任用期間中の職員を除く。）として勤務している者。ただし、現に休職又は停職中の者並びに

結核に関し任命権者の行なつた健康診断の結果、要療養、要休養及び要注意Aで勤務時間を八時間未満に制限された者を除く。

00924

00923

農業改良	作物、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業政策、その他農業改良
生活改良	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育、その他生活改良普及員の職に必要な科目
電気	電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、發送電所、送配電、電気法規、その他電気職に必要な科目
保母	社会福祉事務一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生学、保育理論、その他保母の職に必要な科目

- (3) 勤務評定 平素の勤務成績について行ないます。
 (4) 経歴評定 職務に関連のある経歴について行ないます。

四 試験の日時、場所及び発表

- (1) 日 時 昭和三十五年八月十九日(金)午前九時から
- (2) 場 所 鳥取市立川町五丁目鳥取工業高等学校
- (3) 合格者発表 昭和三十五年九月六日(火)人事委員会前に掲示するほか、合格者に通知します。

- 七 その他
- (3) 受付期間
昭和三十五年八月一日(月)から昭和三十五年八月八日(月)午後五時まで。郵送の場合は、八月八日(月)午後五時までの着信に限ります。
- この試験の詳細についての問合せは、人事委員会事務局(電二、一一一戸内一八二)にして下さい。

のないものは受験票を送付しません。

五 昇任の方法
ます。

昇任試験の合格者は、試験職種ごとに吏員昇任候補者名簿に登載され、そのうちから昇任者が決定されます。名簿の有効期間は、原則として一年です。

六 受験手続

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、封筒の表に「昇任試験申込用紙請求」と朱書し、あて先を明記して、十円切手をはつた返信用封筒を同封して下さい。

2 申込み

- (1) 申込み用紙に必要事項を記入し(経歴はなるべく詳細に記入すること。)所属長(課、所長)の証明を得て人事委員会事務局に提出して受験票を受け取つて下さい。
- 2 郵送による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手